

令和5年10月3日

定期監査結果に基づく措置について（公表）

令和5年6月2日付けで公表した令和4年度定期監査結果に基づき、大館市長より措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

【令和4年度定期監査に関する措置状況(令和5年10月3日公表)】

所管課		留意指摘事項	措置内容	(所管課)措置通知日
市長事務局	健康課	<p><b>(備品購入について)</b></p> <p>執行何額が10万円以上の備品の発注は、原則として契約検査課が行うことになっているため、10万円以上の執行何については契約検査課の合議が必要である旨留意されたい。</p>	<p>今後、備品購入の際には、発注業務を適正に行う。</p>	8月30日
		<p><b>(公金の収納業務委託契約について)</b></p> <p>令和3年度定期監査で「休日夜間急患センター医事業務における公金収納業務委託について、令和3年10月に更新契約が行われた際に、地方自治法施行令第158条で定める委託業者の告示及び業者に対する収入事務受託者証の交付が行われていなかったため、適正に事務処理されたい。」と指摘した。 その後、業者に対する収入事務受託者証の交付のみ行われ、委託業者の告示は行われていなかったため、適正に事務処理されたい。</p>	<p>次回の休日夜間急患センター医事業務の契約更新の際には、委託業者の告示と収入事務受託者証の交付を適正に行う。</p>	8月30日